

12 Community

視聴者コミュニティ

1～3頁: 日放労質問書
回答
4～6頁: コラム(湯山さん)
7～8頁: NHK WATCH
(桂さん)

NHK を監視・激励する視聴者コミュニティ

<http://kgcomshky.cocolog-nifty.com/blog/>

入会申込みフォーマットは (年会費 1000 円 shichoshacommunity@yahoo.co.jp)

<http://space.geocities.jp/shichoshacommunity/HPshichoshacommunity/nyukai.html>

NHK☆監激コム

専用 FAX 059-222-3165

「WATCH」原稿募集中!

ETV2001 改編問題で NHK 労組(日放労)の姿勢は?

NHK 労組(日放労)から回答がありました。

これに関する当会の見解は追って掲載します

"ETV2001 番組改編問題に関する BPO 意見書"について NHK 経営陣、NHK 経営委員会につづいて NHK 労組(日放労)にも質問書を出しました。

趣旨は放送倫理・番組向上機構 (BPO) が ETV2001 番組改編問題に関して発表した意見を踏まえて、視聴者と NHK 職員が共同して NHK の政治からの自主自立を確立するために連携する上で検討しなければならないと考えられる問題について、質問したものです。

2009年6月5日

日本放送労働組合 御中

ETV2001 番組改編問題に関する BPO 意見書を踏まえた質問書

～視聴者と NHK 職員の共同による公共放送の充実・発展を願って～

NHK を監視・激励する視聴者コミュニティ

共同代表 湯山哲守・醍醐 聡

NHK の職場で日々、公共放送の担い手として奮闘されている貴組合に敬意を表します。去る 4 月 28 日、「放送倫理・番組向上機構」の放送倫理検証委員会 (以下、「BPO 委員会」と略します) は、NHK の ETV2001 シリーズ、第 2 回「問われる戦時性暴力」の番組改編問題について意見を発表しました。私たちはこの意見書が、NHK の政治からの自主自律を強固なものとし、それによって NHK に対する視聴者の信頼を回復・向上させる上で極めて重要な意味を持つ文書であると受け止めています。

その意味から私たちは NHK 執行部がこの意見書を真摯に受け止めるよう求める別紙のような文書を福地会長宛に提出しました。これに対して、去る 5 月 22 日に NHK 編成局計画管理部長・掛川治男氏名で別紙のような回答が届きました。

ところで、前記の BPO 委員会の意見書は NHK 執行部に対して厳しい反省を促すと同時に、NHK 職員に対しても開かれた自由な討論を呼びかけています。

そこで、この機会に私たちは視聴者と NHK 職員の共同による公共放送の充実・発展を願って、以下のとおり質問をさせていただくことにしました。ご多忙のところとは思いますが、これらをご検討のうえ、6 月 19 日までに別紙宛に文書でご回答をくださるようお願いいたします。

質問 1 貴組合は今回の BPO 委員会の意見書、及びそれに対する NHK 執行部の見解をどのよう に受け止めておられるか、お聞かせください。その際、BPO 委員会は NHK が放送・制作部門と国会対策部門を分離するなどの措置を講じなければ今後も同様の問題は起こると警告していますが、こうした指摘を貴組合はどのよう に受け止めておられますか?

質問 2 貴組合は、「この裁判を通じて明らかになった多くの課題から目を背けることはできませんし、今回の判決でそうした課題が解決したわけでもありません。これまでの経緯を踏まえつつ、私たちに課せられた役割と責任の重さをあらためて噛みしめ、日々の業務の中で公共放送としての役割と責任を着実に果たし続け

ていきたいと考えています」

(<http://nipporo.com> メッセージ「『ETV2001』判決を受けて」と記しておられますが、こうした考えのもとに公共放送としての役割と責任を着実に果たしていくため、具体的にどのような取り組みをされるのか、お聞かせ下さい。

質問 3 当会は ETV 番組改編問題について視聴者代表やジャーナリストらも参加する検証番組を企画・放送するよう NHK に申し入れています。この要望について貴組合はどのようにお考えか、お聞かせください。

質問 4 BPO 委員会が強調した NHK における内部的自由は放送の自由を強固なものにする上で不可欠と私たちも考えています。こうした内部的自由を確立するには NHK の職場で NHK 執行部と緊張関係を保ちながら協働する主体が存在することが不可欠だと考えます。私たちは貴組合がそうした主体としての役割を果たされるよう強く期待しています。

しかし、その一方で貴組合は ETV2001 番組改編問題をめぐる最高裁判決について、「最高裁判決は『期待権』を原則として法的保護の対象として認めないものであり、表現の自由を尊重した判断として評価したいと思います」と論評しておられることに私たちは同意できません。

もともと、放送事業者認められた編集の自由は自足的なものではなく、視聴者の知る権利に応えるためのものです。この点で ETV2001 番組改編事件の本質は、NHK 執行部が戦時性暴力の事実に関する視聴者の知る権利に背を向け、一部政治家の圧力・干渉の前に編集の自由を自ら放棄した点にあったと私たちは認識しています。こうした私たちの見解について貴組合はどうお考えか、お聞かせ下さい。

質問5 NHKがBPO委員会の指摘を真摯に受け止め、自主自律を堅持しつつ市民の知る権利に応え、言論の広場としての役割を果たすためには、放送現場の職員の内部的自由とNHKの番組や経営（受信料の使い方など）について視聴者が発言し参加する権利を連繫させることが重要だと私たちは考えています。

そのために当会ほかいくつかの視聴者・市民団体は従来から貴組合に対し、シンポジウム等の共催を呼びかけたり、視聴者・市民団体が企画した集会等への参加を呼びかけたりしてきました。しかし、これまでのところ、一部の例を除き、貴組合はこうした呼びかけに消極的な姿勢を取り続けてこられました。貴組合がこのように視聴者・市民との連携に消極的な姿勢を取り続けられるのはなぜでしょうか？理由をお伺いします。

（参考）

貴組合が2006年2月にまとめられた『「公共性」への常なる挑戦』と題する書物の中の<9.“広場”を広げる緊張感と自分との闘い>で次のように記されています。「放送受信料という負担金の制度は、NHKの事業運営の過程において透明性や適正な競い合いが機能し、負託した受信料を最大の効果をあげて還元してほしいとの期待が強く込められていると解釈するべきだ。そしてそれが実行されているかどうかをチェックすることが、視聴者とNHKの間の、そしてNHK内部においての重要な『緊張関係』である。こうした緊張関係が希薄になり、閉鎖的・隠蔽体質を疑われるようになれば、公共性の持つ理念は簡単に吹き飛んでしまい、NHKに公共の広場を任せられないという主張が勢いづく。」

そして、これに続く同書の<11.常に外に開かれている“運動体”に>の中では次

のように記されています。

「……そもそも〔NHKは〕市民の共同出資という特別な存在なのだ。負担をしている立場からすれば、公共の広場でのサービスを楽しむことばかりでなく、直接見聞きはできないが評判を聞いて『負担に値するものなのかどうか』『管理・運営に問題があるのではないか』という声を伝える権利も同時に有するのであり、このことが先述した『緊張関係』の持続と言えるのではないか。」

「それでも、常に未来に開かれた、豊さへの可能性を秘めた、常に外に開かれたある種の“運動体”であり続けているのが『公共放送』だ、と考える。」

私たちが貴組合のこうした公共放送論に共鳴しますが、そうであればなおさら、貴組合自らが「常に外に開かれた運動体」となっていくことを強く希望します。



日放労からの回答書

NHKを監視・激励するコミュニティ御中 2009年7月24日
貴団体からのご質問に対する回答

日本放送労働組合 中央執行委員長 山越 淳

まずは、回答が遅れましたことをお詫びいたします。

日時を区切った質問書を送りいただいたなかで、どのような趣旨でのご質問かを十分に読み取ることができなかったため時間がかかりました。組合員にも意見を聞いたため、時間がかかったことをご理解ください。

現時点でも、ご趣旨に十分応えるものになっているかどうかわかりませんが、しかしながら、ことは現代社会における公共放送のあり方についてですので、私たちの基本的な考え方をお返事申し上げます。

質問1 貴組合は今回のBPO委員会の意見書、及びそれに対するNHK執行部の見解をどのように受け止めておられるか、お聞かせください。その際、BPO委員会はNHKが放送・制作部門と国会対策部門を分離するなどの措置を講じなければ今後も同様の問題は起こると警告していますが、こうした指摘を貴組合はどのように受け止めておられますか？

（答）政治との距離については、政治家等への説明はおこなわないことが会長から明言されました。この点については、先生方には届いていなかったかもしれませんが、労使交渉でもたびたび求めてきたことであり、高く評価したいと思っています。また、この点についてのBPO委員会の結論についても、異論はありません。これまでの交渉では、放送ガイドラインの公開なども求めてきましたし、今回の経営の姿勢は大きな一歩だと考えています。

質問2 貴組合は、「この裁判を通じて明らかになった多くの課題から目を背けることはできませんし、今回の判決でそうした課題が解決したわけでもありません。これまでの経緯を踏まえつつ、私たちに課せられた役割と背任の重さをあらためて噛みしめ、日々の業務の中で公共放送としての役割と責任を着実に果たし続けていきたいと考えています」(<http://nipporo.com> メッセージ「『ETV2001』判決を受けて」)と記しておられますが、こうした考えのもとに公共放送としての役割と責任を着実に果たしていくため、具体的にどのような取り組みをされるのか、お聞かせ下さい。

（答）日放労のウェブサイトをご覧いただいたのであればすでにご承知かと思いますが、放送運動として公共放送インタビューをはじめとするさまざまな取り組みをおこなっております。また、直近ではありませんが、これまでたびたびフォーラムを開催するなどETV2001問題に関する取り組みも、内部で検証したり外部の方を招いたりしておこなってきました。もしこうした取り組みが先生方にとって「取り組みに見えない」というのであれば、それは、後ほど述べます、ジャーナリズムや公共放送に対する社会一般の受け止めにどう認識するか、という立場の違いからであろうと思います。この点をご議論いただければ幸いです。

質問3 当会はETV番組改編問題について視聴者代表やジャーナリストらも参加する検証番組を企画・放送するようNHKに申し入れています。この要望について貴組合はどのようにお考えか、お聞かせください。

（答）検証番組の制作については、放送職場を中心に組合の場でも求めてきた経緯があります。この問題が根ざしている議論の基礎を共有、共感しうる土壌を準備することと同時に検証番組の可能性も検討され、視聴者の疑念を解消することに建設的につなが

るのであれば、組合としても異論はありません。

私たち組合には編成権がありませんが、しかし、それでも視聴者の疑念を晴らしていくことを求めて続けていくために、あるいはさまざまなかたちの検証がより建設的な意味を持つために、上記の「土壌」を醸成するために力を注いでいるところです。制作現場に携わった人間が、ひとりの個人あるいは公共放送の職員としてどのように触る舞うべきであったか、ということが、そうした土壌の上での検証によって、NHK内部のみならず視聴者からの視点からも大いに議論され、放送の現場のあり方や、NHKという組織の社会的な構成にまで視野に入れた実効的なものになるよう、私たちとしても望むところであり、すでにそのような試みを始めております。

質問4 BPO委員会が強調したNHKにおける内部的自由は放送の自由を強固なものにする上で不可欠と私たちも考えています。こうした内部的自由を確立するにはNHKの職場でNHK執行部と緊張関係を保ちながら協働する主体が存在することが不可欠だと考えます。私たちは貴組合がそうした主体としての役割を果たされるよう強く期待しています。しかし、その一方で貴組合はETV2001番組改編問題をめぐる最高裁判決について、「最高裁判決は『期待権』を原則として法的保護の対象として認めないものであり、表現の自由を尊重した判断として評価したいと思います」と論評しておられることに私たちは同意できません。

もともと、放送事業者に認められた編集の自由は自足的なものではなく、視聴者の知る権利に配慮するためのものです。この点でETV2001番組改編事件の本質は、NHK執行部が戦時性暴力の事実に関する視聴者の知る権利に背を向け、一部政治家の圧力・干渉の前に編集の自由を自ら放棄した点にあったと私たちは認識しています。こうした私たちの見解について貴組合はどうお考えか、お聞かせ下さい。

(答) 誤解なきよう申し添えておけば、放送事業者に認められた編集の自由は自足的なものではなく、視聴者の知る権利に配慮するためのものであるというのはそのとおりだと理解しております。引用いただいている文章で申し上げたのは、私たちが規律する放送法が刑事罰的な制裁規定を持たない倫理規範としてあるという理解（これは通説的な理解だと考えています）に立つならば、編集の自由に関わる問題もまた原則として制裁や罰則の問題ではなく倫理の問題として扱われるべき、ということですが。判決が出た当時の多くの他のメディアも同様の論調でした。

『期待』という言葉で表現されるような視聴者からの要望や声に、今回の事態へのNHKの対応が十分応えていないのではないか、という指摘はそのとおりだと受け止めています。が、それが損害賠償の根拠となるような、あるいは、放送差し止めといった制裁の根拠となるようなものではない、ということの意味したつもりです。まさにそれゆえに、放送倫理の観点から出されたBPO倫理検証委員会の見解を、協会はもちろん私たち職員も真摯に受け止める必要があるのではないのでしょうか。

法的な損害賠償や制裁の対象となるような政治介入があったかどうかについては、組合が調査権を発動して調べるわけに

はいきません。高裁判決における事実認定を最高裁が継承しているのかどうか専門家の間でも意見が分かれるなかで、私たちがどちらかを法的に決定しようとするような論拠も持ち合わせていません。

ただ、倫理判断の部分において、政治との距離を疑わせ、視聴者の知る権利に十分に応えていない行動があったのではないかとすることはそのとおりと考えており、この点は厳しく反省すべきと、経営に対し組合としても何度も主張してきているところです。また法的でなく倫理的だからといって、公共放送にとって本質的でないと主張したことは一度もないと思います。その解決策として、政治との距離の確保、検証番組の可能性も含めた視聴者への説明責任といったことはあってしかるべきと考えます。

質問5 NHKがBPO委員会の指摘を真摯に受け止め、自主自立を堅持しつつ市民の知る権利に答えに応え、言論の広場としての役割を果たすためには、放送現場の職員の内部的自由とNHKの番組や経営（受信料の使い方など）について視聴者が発言し参加する権利を連繫させることが重要だと私たちは考えています。

そのために当会ほかいくつかの視聴者・市民団体は従来から貴組合に対し、シンポジウム等の共催を呼びかけたり、視聴者・市民団体が企画した集会等への参加を呼びかけたりしてきました。しかし、これまでのところ、一部の例を除き、貴組合はこうした呼びかけに消極的な姿勢を取り続けてこられました。貴組合がどのように視聴者・市民との連携に消極的な姿勢を取り続けられるのはなぜでしょうか？理由をお伺いします。

(答) 私たちの活動を「消極的」と批判的に捉えられる、その観点がどのようなものかお聞きした上でなければこの議論は噛み合わないかもしれませんが、こちらの考え方をお伝えいたします。

私たちの活動がみなさんから見て消極的だと見られるのであれば、それは組合内で、執行部によるイデオロギー的な指導性に頼るのではなく、民主的な運営を図ってできるかぎり総意をとりつつ、より根本的な立脚点を模索しているからです。直接的な行動が無意味だという意味ではありませんし、スピード感がないというご批判になるかもしれませんが、現在の状況を踏まえて放送の自主自律や公共性を議論するためには、そうした方策が重要だと考えているからです。

いま私たちは、たとえば市民運動華やかになりし時代のように、社会からジャーナリズムやマスメディア、それを通じての権力との戦いということに圧倒的な支持を得た時代とは異なる、きわめて難しいメディア状況の中で、組合員のみならず現場すべての職員が、どうか公共放送を維持しようと奮闘しています。いま私たちの前にあるその現状を無視することはできません。そうした多様な現状に直面している職員からは、直接行動を起こすという選択肢以外にも、さまざまな声が上がってくるのは当然だろうと思います。

むろん、先生方がこれまで運動として継続してこられた、ジャーナリズムが民主主義社会において発揮すべき力の重要性や、公共放送が公正中立を守り、権力と対峙することで視聴者から信頼を得て活動すべきといった理念にはいささかの疑義もありません。かりにもジャーナリズム、公共放送に務めている者としてその理念は理解しています。しかしながら、私たちが日々接している市

民・視聴者はみながみなそのように考えているわけではありません。メディアのあり方に批判的な方々はまだしも、先生方もよくご承知の通り、メディア態様の変化によってジャーナリズムや公共性そのものについて無関心な人々が増えているのが実情です。これは NHK だけの課題ではなく、民放や新聞についても同じことが起きているのではないのでしょうか。メディア自身の反省も当然必要でしょうが、社会学的にも論証されつつあるこうした大きな変化に日々現実に接していれば、どのようにジャーナリズムや公共性を根本から再構築していけばいいのか、そうしなければ 次の時代に公共放送はおろかジャーナリズムが残せないのではないか。そのことがより重要な課題となって私たちの意識に浮かび上がるのもご理解いただけるのではないかと思います。同時にこれは、内部的な課題でもあります。これは日放労の反省でもありますが、これまでこうした課題を「表現者の自由」として捉えるあまり職種でいえば記者やディレクターに偏った議論が強くなっています。が、放送は新聞以上に非常に多くの職種の人たちの共同作業によって成り立っており、そのひとりひとりが組合員である以上、全員の意識を同じ方向に持って行くかが課題になっています。内的自由についてのご指摘がありましたが、ヨーロッパのような職種ごとの組合があるところでは容易な議論も、日本のテレビ局ではまだ容易ではありません。その点を踏まえて、個人の表現の自由ではなく受信料制度に支えられた職員の内的自由をどう考えていけるかがわれわれにとっても重要な課題です。こうした

意識が十分に醸成できていないことは、われわれがこの問題を含め議論するため開催したフォーラムでも大きな課題として浮かび上がってきているものです。

長くなって恐縮ですが繰り返しますと、先生方や市民団体の方がおっしゃっているジャーナリズムの重要性や公共放送のあるべき姿にいささかの疑義を唱えるものでもありません。そこへの「開かれ方」が足りないというご批判であればお受けします。ただ、志を同じくする者が集まって決起することのみで、この問題は解決すると信じることも困難な時代です。「開かれ方」が足りないというご批判に応えるとすれば、「市民・視聴者」とひとくくりにすることが難しいと感じられるより複雑化し重層化する社会の中で、日々の仕事を通じてはもちろんのこと、組合活動の中でも、いかにジャーナリズムや公共性を、それこそ多様化した「市民・視聴者」とともに再構築していくか、それが私たちにとって、視聴者と NHK 職員が共同して、政治のみならずさまざまな影響からの「自主自立」を確立するために検討しなければならない喫緊の課題となっているからです。このことについては、通信との融合時代を乗り切り、きわめて長い戦いを繰り広げることになると覚悟はしておりますが、先生方におかれましても、日々現実の視聴者動向をフィールドワークして、民主主義社会にとって重要なジャーナリズムや公共性によって立つ基盤を再度捉え直す、その再構築にもご協力をいただけますよう、お願いを申し上げます。

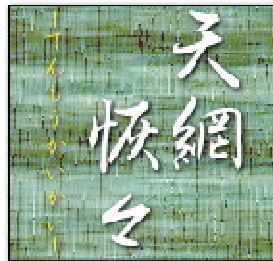
以上

NHK☆監激コム

NHK をめぐって何が問題となっているのか？

Column

湯山哲守



ただしかし、NHK だけが特別に、「受信料」を国民・市民から「徴収」する許可を受けていて、広告収入や、「国費」によらずに運営できることから、同組織が特に強い「公共性」をもっていると考えられていること

も確かである。それ故、放送全般に適用されるとはいえ、第一条に規定される「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること。」や第三条の二の二に「政治的に公平であること。」が NHK にとっては死活的に厳しく自覚されなければならないのも当然である。

2001年1月、官房副長官・安倍晋三氏らの介入を受けて NHK が番組「ETV 2001」を改ざんしたことが、05年1月、朝日新聞のスクープと番組担当デスクの告発記者会見によって、ようやく白日の下に曝された。それ以来、日本各地に NHK の番組改ざんを究明し、検証番組を作らせようという運動が起こった。全国組織として「NHK 受信料支払い停止運動の会」が

NHK 問題京都連絡会の活動を中心に

NHK のドキュメントやドラマには権力に迎合しない優れたものが増えている。しかし、定時ニュースや政治番組では与党に遠慮した時間枠設定や自民・民主の二大政党制を前提とする番組が目立つ。したがって「憲法9条や安保条約」については「公平な番組」とならない。日本軍のアジア侵略を扱った特別番組をめぐって右翼勢力から激しいパッシングがかけられる一方、「二大政党」を浮かび上がらせる番組には公平性を求める視聴者から抗議が寄せられる。NHK をめぐって私たちは片時も目が離せない昨今である。

NHK に関して最近何が問題なのか？

筆者は「開かれた経営委員会」をめざす運動に参加して、この1年間多くの方々、組織と協力しながら活動をともしてき

たが、ここにその経緯を跡づけながらいくつかの問題点を指摘したい。

1. 公共放送 NHK とは？

日本放送協会（NHK）は公共放送であるといわれる。しかしその「公共放送」という言葉には法律的な定義はない。ただ、放送法において「公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるよう・・・」と規定されている（「放送法」第二章第七条、以下断らない限り条文は「放送法」）ことがその由来だとすれば、民間放送（以下「民放」と略す）も第一条「放送を公共の福祉に適合するように規律し、・・・」が適用されることから、「公共放送」である。

NHK だけが公共放送であるかのように「誤解」されているのは不当である。

活動を展開したが、京都でも約1000人の抗議署名を土台に「NHK 問題京都連絡会」が結成された。07年からはNHKを挟んで市民・視聴者の運動と権力・財界とが綱引きをする「三極構造」の状況が生まれてきたこともあり、「受信料支払い停止」運動は新たに「NHKを監視・激励する視聴者コミュニティ」運動に発展した。筆者はその共同代表に加わり、近畿にある4つのNHK視聴者団体とも協力を広げて活動してきた。

政治権力に屈した番組改編

NHKは番組改編に対して、取材に全面協力してきた『戦争と女性への暴力』日本ネットワーク(略称パウネット)に何の謝罪も行わず、4年間「政治家からの介入」について沈黙してきた。改編によって「期待と信頼」を裏切られたパウネットはNHKに対して損害賠償の訴訟を起こした。不満足な東京地裁判決を受けて控訴した東京高裁では、05年1月時点で結審が迫っていたが、先のスクープなどによって審理が延長された。

新たな口頭弁論では、番組作りの現場のプロデューサーとデスクそして管理部門の放送総局長と国会担当局長(いずれも「改編」時)らの証言が実現し、全体として「NHKの番組改編は政治家の意図を付度して行われた」ことが立証され、07年1月、「NHKの賠償責任」を認定する画期的な高裁判決が出された。しかし、最高裁においては08年6月、「政治家の介入」を不問にし、憲法21条を盾に放送事業者(NHK)の「編集の自由」をほぼ無条件に認め、番組協力者の「期待や信頼」の利益の法的保護も、「改編の説明責任」も認めないという不当で非論理的な判決が出され、「決着」がつけられてしまった。

しかし、本年4月28日、放送倫理・番組向上機構(BPO)の放送倫理検証委員会は『意見』を公表し、NHK放送総局長ら管理部門の担当者が、放送前に安倍晋三官房副長官(当時)と面談した後スタッフに改変を指示した点について、「公共放送にとってもっとも重要な自主・自律を危うくする行為」と断定した。最高裁の「逆転」判決によって逃げ切れたと思っていたところへ、「放送倫理上問題があった」とす

る委員会の『意見』はNHKにとってまさに「天網恢々疎にして漏らさず」の厳しいものであった。

近畿圏市民運動のひろがり

05年を起点として全国に広がった「NHKを監視(・激励)する」運動は、近畿圏では京都で持続的に運動が展開され、東京高裁に向けては「公正裁判を要求する」全国署名運動の拠点の役割を果たし、約5000筆が集められ届けられた。その後、大阪、兵庫の会とも連携を進め、3つの府県にまたがる広がりをもったものになっている。京都では日常的に「事務局」会議が開かれ、さまざまな集会・講演会などが開催されてきた。大阪では08年7月に大阪で開催されたNHK経営委員会の「視聴者のみなさまと語る会 in 大阪」を契機に大阪放送局との懇談を通じて「NHK問題大阪連絡会」の組織作りが行われ、兵庫の「NHK問題を考える会(兵庫)」は個人会員300人を擁する組織として独自に多様な取り組みを展開している。近畿3団体は共同して近畿選出の経営委員や大阪放送局と懇談し、それぞれが行う講演会に互いに参加し合うなど、連帯した行動を積み上げている。

全国的にも運動を展開

昨年春、NHK経営委員長としてふさわしくない古森重隆氏の「罷免」を求めて、近畿3団体は「NHKを監視・激励する視聴者コミュニティ」などと協力して全国的署名運動を行った。約6300筆の署名が内閣府に届けられ、マスコミの報道するところとなった。秋には、新たに「放送を語る会」などとも協力し、同氏の「再任阻止」に加え、「経営委員の公募・推薦制」を掲げて10月から2ヶ月間全国的に署名運動を展開した。15000筆を超える署名が総理府に届けられた。署名運動の途上で、古森氏自ら「再任辞退」を表明したが、総理府が提出した4人の候補者名簿中、3人が参議院で否決された。さらに、署名運動と合わせて「市民の中から経営委員候補を！」の運動も取り組まれ、「市民候補2人」の推薦活動は賛同者が2000人を超え、市民運動はNHK経営委員選出に関して歴史的な経験を積んだ。

いま、開かれたNHK経営委員会・理事

会をめざして視聴者・市民運動はジャーナリストなどの組織と協力して新たな運動の構築に取り組んでいる。市民運動の原点となったNHKの番組改編に抗議する活動から「NHKに新風を送る」運動への発展を追ってみる。

2. NHK 番組改編とNHKの閉鎖性

01年番組改編

すでに述べたように、NHKは01年1月29日から4夜連続で、「ETV2001シリーズ戦争をどう裁くか」を教育テレビで放送した。その第2夜30日の番組「問われる戦時性暴力」は改編されたものだった。その改編は与党幹部の安倍晋三官房副長官らに面会した後、NHK幹部が制作現場のディレクターらを排除して行ったものであった。番組放送時、それを見た人々がおかしいと感じ、取材・制作に協力してきたパウネットのメンバーも「信頼と期待利益の侵害」と番組改編についての「説明義務違反」がNHKなどにあったとして損害賠償を求めて提訴した。東京地裁判決(04.3.24)によってNHKは「損害賠償」を免れ、原告が控訴した東京高裁でも十分な審理が行われないまま、結審寸前の状態で、上記「05年1月」を迎えたのであった。

05年政治介入の暴露

05年1月12日の『朝日新聞』が「中川昭一経産大臣、安倍晋三幹事長代理(いずれも報道時)が松尾武・放送総局長と野島直樹・国会担当局長に対して『番組が偏向している』と放送直前に介入し、それを受けたNHK両幹部は制作現場の責任者らに『番組改編』を指示した」と報じ、翌日番組担当デスク長井暁氏が記者会見を行って、放送直前に政治家の介入によって番組が改編されてしまったことを生々しく明らかにしたことによって、広く世間に知られるところとなった。

高裁は新たに番組放送時の放送総局長・松尾武、国会担当局長・野島直樹、担当デスク・長井暁、担当ディレクター・永田浩三の各氏らの証言を実現し、NHKは陳述書を「編集過程を含む事実関係の詳細」と題してホームページに掲載した。この4人の証言とNHKの陳述書によってNHKは「安倍ら与党幹部政治家と面談したあと『自主的に』番組を改編した」とい

うことは明らかとなった。

07年画期的高裁判決

07年1月30日に出された高裁判決は、一般的には憲法21条に基づいて放送事業者には「編集の自由」を認め、特段の事情がない限り、取材対象者への「期待権」を認めるべきではないとした上で、しかしこの放送番組には特段の事情が存在したとした。「パウネットが取材・制作に全面協力し、それがなければ番組制作が成り立たなかったという事情」を認め、さらに番組「改編」の過程を2つに分けて、01年1月25日以前の「改編」は放送現場の責任で行われ、「編集の自由の範囲内」だが、26日以降、放送直前までの「改編」は政治家の介入を受け、放送現場の人間を排除して幹部職員が行ったもので、「編集の自由の範囲」ではないとするものであった。繰り返された改編の4回目は、番組放送当日に行われ、松尾から「元兵士と元慰安婦女性2人の証言シーン等3分に相当する部分の削除」が指示され、40分版にしたものが放送された。NHKは「憲法で尊重され保障された編集の権限を濫用し、又は逸脱した」「憲法で尊重され保障された編集の権限を濫用し、又は逸脱して変更を行ったものであって、自主性、独立性を内容とする編集権を自ら放棄したものに等しい」と断じ、賠償を命じた。

08年稚拙な最高裁判決

NHKを救ったのが08年6月12日の最高裁判決であった。判決は論理的でもなく倫理的でもない真に稚拙としか言いようのないものであった。NHKが、政治家と面談したあとNHK幹部が「改編した」と認定した東京高裁判決に「事実認定」を依拠しながら、一気に高裁判決が認めた「取材者の信頼・期待権」「NHKの説明責任」を否定し、賠償責任を免罪してしまった。「放送事業者による放送は、国民の知る権利に奉仕するものとして表現の自由を規定した憲法21条の保障の下に」あり、これは「放送事業者が自ら定めた番組基準に従って番組の編集が行われるという番組編集の自律性について規定したもので、」
「どのように番組の編集をするかは・・・放送事業者の自律的判断にゆだねられている」と述べた。与党権力者が介入した場合はどうなのか？介入に配慮した「番組編集の自律性」とは何なのか。政治権力側に

は期待する権利があるが、全面的に番組制作に協力したパウネットには期待権も説明を受ける権利もないというのである。二重基準も甚だしい。修飾語として「国民の知る権利に奉仕する」と述べているが、番組改編によって、被害者の「従軍慰安婦」や加害者の「元日本軍兵士」の証言を消されてしまった番組を見た視聴者の「知る権利」は保障されなかったことをどう考えるのか。

元NHKディレクターで愛知東邦大学の戸崎賢二教授が、最高裁判決を批判する明快な論文を書いている（「テレビ番組における取材対象者の権利について～「NHK裁判」最高裁判決を批判する～」『東邦学誌』第37巻第2号08年12月）。その最後に「残された問題」として「1.真相は究明されていない」「2.残る『慰安婦』というタブー」「3.現場を抑圧する『編集権』概念は不要」を上げておられる。いずれも広く問題としていかなければならないことと考えるので特記しておきたい。ただし、以下に述べるように1番目の「真相究明」の問題は、4月28日に出されたBPOによる画期的意見書によって大きく前進した。3番目についても、同『意見』の、「内部的自由の討論」の呼びかけが生かされれば、議論は深まる可能性が出てくる。

09年画期的BPO意見書

BPOはNHKと民放による出資を受け、3つの委員会を擁する。その一つ、「放送倫理検証委員会」は従来、NHKと民放から委員が選ばれていた「放送番組委員会」が、07年に解散し、新たに完全にどちらからも独立した第三者機関として組織されたものである。10人の弁護士、メディア研究者、漫画家、作家らによって構成されている。

意見書「NHK教育テレビ『ETV2001シリーズ戦争をどう裁くか』第2回「問われる戦時性暴力」に関する意見」（『意見』と略す）によれば、検証は、「BRC（放送と人権等権利に関する委員会）03.3.31『見解』（注）」、「高裁判決（07.1.30）」、「最高裁判決（08.6.12）」に基づき、NHKから提出を受けた4夜分のDVDを視聴した上で、「放送倫理上問題がなかったか」

主な点は、

NHK放送総局長が、放送前に安倍晋三官房副長官（当時）と面談し、その後スタッフに改変を指示した点や、国会担当局長も改変を指示したことは、公共放送に最も重要な自主・自律を危うくする行為だ。

質の追求という番組制作の大前提をないがしろにした。44分枠の番組を幹部管理職層が主導して改編を繰り返した結果、実質36分の「完成度を欠いた散漫な番組」になってしまった。

国会対策部門と放送・制作部門は明確な任務分担と組織的な分離がなされていない。

放送倫理と業務命令との関係について、特に「マスメディア内部の自由をめぐる」討論を深めてほしい。

若い放送人たちが旧来の閉じた態度から一歩踏み出し、自ら検証し、考え、議論し、教訓を番組その他を通じて視聴者にいていかに明らかにするよう希望する。記者会見した、委員長・川端和治弁護士は、「NHKは現在も制作部門が事前に政府高官に説明する可能性を排除していない。やめて欲しいと申し上げる」と語った（asahi.com 09.4.28）。

これに対してNHKは同日「BPOの意見についてのNHKコメント」を発表した。その全文は、放送した番組は、提案の趣旨を実現したもので、政治的圧力で改変されたり、国会議員の意図を忖度したという事実はない。

放送・制作部門の担当者が、放送前に個別の番組内容を国会議員等に直接説明することは、NHKの自主自律について無用の誤解を与える可能性が否定できず、こうしたことがないよう、より一層留意していきたいと考えている。なお、現在は行っていない。

BPOの意見や見解は、放送倫理の一般的な基準として放送界全体に大きな影響力を持ち、NHKとして尊重することは言うまでもないが、今回、「番組は完成度を欠き散漫」などと評価されたことは、残念だ。放送倫理上の観点から、番組の質を論ずることに強い違和感を覚える。

という「何ら反省のない」ものだった。ここにきて「完成度を欠き散漫」な番組になったことを恥じない放送人とは何者かと嘆息させられる。

NHKは検証番組の放送を！

BPOはNHKもその意義を認めた第三者委員会である。その組織から意見を述べられることの重大さについて、去る3月10日開催のNHK経営委員会で小林英明委員が問題にし、検証番組を提案した。「元の番組と放送した番組を比べて、どういう理由でこのように修正して放送したのかということ、一般の視聴者がよくわかるように検証番組を作るという方法がある。」とした上で、元の番組データの現存を問うている（「議事録」）。それに対して副放送総局長・今井環理事はにべもなく「残っていない。」と答えた。BPOの『意見』ではNHKの硬直性が随所に示されているが、この会話にもNHKの閉鎖性が現れている。この発言の虚偽性は直ちに明らかとなった。5月4日付「毎日新聞」に掲載された、元チーフプロデューサー長井暁氏のインタビュー記事がそれである。05年12月東京高裁で長井氏が「44分版と野島氏の指示で手直した43分版の2つのテープと台本をもっている」と証言したが、証言後、局から「あなたが管理するものではない」といわれて提出したとのことである。実際に放送された40分版テープとともに問題のテープはNHKに保管されている！のである。検証番組の制作は可能である。

（注）当該番組に出演して、不当に発言を削除されたり組み替えられたりした結果、「支離滅裂な発言をした」と視聴者に誤解を与え、名誉が毀損され、著作者人格権を侵害されたとして02年1月9日BPO傘下のBRC（放送と人権等権利に関する委員会）に申し立てていた米山リサさんの訴えを認めた『見解』が出された（03.3.31）。

3.開かれた経営委員会・理事会をめざして

経営委員会と理事会

経営委員会は12人で構成されるが、い

ずれも両議院の同意を得て内閣総理大臣により任命される。NHK会長は経営委員会が任命するし、その他の役員は経営委員会の同意を得て会長が任命する。経営委員会は「個別の放送番組の編集その他の協会の業務を執行することができない。委員は、個別の放送番組の編集について、第三条の規定に抵触する行為をしてはならない（「放送法」一六条の二）。経営委員会の職務は一四条に規定されているが、総じて協会が行う職務を視聴者の代表として「監督」することである。経営委員会と理事会という2つのトップ組織を持つ経営体は特殊である。「協会の業務」の中心的なものは放送業務である。その放送業務の中核である個々の「放送番組」に経営委員会は介入できない。放送業務が一般企業・法人と違って、憲法21条によって「守られる」業務、すなわちジャーナリズムだからである。本来、他の新聞、放送企業も同様の厳密な分業体制を持つべきである。NHK経営委員会は総務省にではなく、権力から独立したジャーナリズムのために「視聴者に」開かれたものに改革されなければならない。

改正放送法によって、08年から、視聴者の意見を聴取することが義務づけられた。経営委員会主催「視聴者の皆さまと語る会」が08年度は6回開かれた。NHK始まって以来、経営委員会が直接視聴者の意見を聞く機会を持つ制度が確立した。筆者も昨年7月大阪放送局で開かれた「語る会」に参加して、「開かれた経営委員会」をめざす活動にとって貴重な場になると感じた。

経営委員と会長選出に視聴者の声を！

開かれた経営委員会・理事会を実現するためには、さらに「経営委員や会長の選出」に視聴者の意見を反映できるシステムを導入する必要がある。07年12月、放送法改正にあたって、参議院総務委員会が付帯決議を行ったが、その第一項で「委員の

人選の在り方についても広く研究を行うこと」が挙げられた。従来、総務省は「委員候補者選び」を密室で行ってきた。今後、視聴者からの公募・推薦を受けつけ、「開かれた」ものにしていくべきである。放送法を改正して、それを制度的に確立していくことを提案したい。「会長」についても、経営委員会が「任命」する前に、視聴者からの「公募・推薦」を受けつける制度を導入するべきである。07年12月の会長選出に当たって市民運動が展開された。「原（寿雄）さん、永井（多恵子）さんをNHK会長候補に推薦する会」が組織され、会長候補者の推薦活動を行ったが、古森委員長独裁下の経営委員会は「時間切れ」を理由に形式的に受けついただけだった。次回選挙では実質的に「候補者の検討」をさせる運動が必要である。経営委員についても、「はじめに」で述べたように、昨年、秋から新年にかけて「視聴者から経営委員候補を」の運動が取り組まれ、桂敬一氏（元東大・立命館大教授）と筆者（元京大専任講師）の2人を「欠員4人」枠に推薦する運動が全国的に展開された。最終的に、2061人からの推薦が得られたが、この中には、内橋克人（経済評論家）、原寿雄（元共同通信専務理事・編集主幹）、川口幹夫（元NHK会長）の各氏ら、自律的ジャーナリズム運動の先覚者たちが多数含まれている。

今夏、新たに「開かれたNHK経営委員会・理事会」をめざして、視聴者運動とメディア論の専門家たちの共同行動が計画されている。

（NHKを監視・激励する視聴者コミュニティ共同代表）

（注）雑誌『人権と部落問題』2009年7月号より許可を得て掲載。転載にあたり、論文の一部誤表現を修正。

投稿 2009/8/8 **NHK WATCH**

NHKの「同時進行裁判員裁判」報道に対する重大な疑念について
（桂 敬一）日本ジャーナリスト会議会員

8月3日、東京地裁において、日本初の裁判員裁判が実施され、6日に終了しました。これに伴い、新聞もテレビも7日まで、これを大きく扱い、詳しく報道しましたが、数日前から「同時進行裁判員裁判報道を行うと繰り返し予告を行った後、公判が始まるとともに、圧倒的に多い放送時間をそれに当てたNHKのリード振りが、断然注目を集めました。私は、そうしたNHKの役割の果たし方に、重大な疑問を抱かざるを得ません。

裁判員制度そのものに関する問題点があり、細かいことをいいたしらすりがないのですが、大きくメディアの役割だけを問題にしたとき、メディアは国家が人を裁

くとき、裁かれるものの人権を、国家が不当に侵害することがないか監視することを、最優先の課題、自分の任務とすべきであるにもかかわらず、NHKの今回果たした役割は、裁判に国民を参与させる国家の事業に全面協力し、その成功に貢献する、といった趣があまりにも強すぎたという一点に、私の疑念は尽きません。裁判員制度は元来、国の裁判に国民を翼賛させるものではありません。裁判を成り立たせている、暗部の残りがちな国家権力の行使過程を、裁判への市民参加によって、オープンで風通しのいいものとし、裁判を人権状況の改善に合致したものに変わっていくことこそ、裁判員制度の目的です。NHKの今回の報道のあり方は、そういうものだったといえるでしょう。しかも、この連日の同時進行報道は当然、当の裁判員も見聞きするところとなります。大きな影響をそれから受けないわけがありません。

とす思いを語ったことが報じられていました。民主的な近代司法は、罪刑法定主義の原理に立ち、また教育刑を尊重する考え方のもとで進歩を遂げてきました。日本では最近、被害者と遺族の「人権」、被害感情の尊重を重くみる、古い応報主義が復活、厳罰主義が幅を利かすようになっていきます。こういう環境のなかで裁判員に量刑を決めさせることにも、大いに疑問が湧きますが、NHKはじめメディアは、きちんとした議論はしていません。

なく、国民の望んでいることだから、と政府は答えたのです。日本国民は野蠻で残虐なんだと世界は理解したでしょう。そして、昨年10月31日、国連規約人権委員会は日本政府に「人権施策及び司法制度に対する改善勧告」を発し、「世論の動向にかかわらず、締約国は死刑の廃止を考慮すべきであり、一般世論に對して死刑を廃止すべきである」ということを必要な限り説明すべきである」と伝えたのです。始まった裁判員制度の進行過程をそのまま報じるだけでなく、このような国際環境の動きのなかでの裁判員裁判なのだ、ということも、あわせて報じないと、ますます国の思惑のなかで裁判員裁判の既成事実化に協力しただけの話に終わる心配があります。

裁判員裁判が効果的であるという印象が作り出されています。一連の報道は、NHKが裁判員制度の宣伝機関になったかのごときという印象を私も受けました。法廷のリポーターは、「問題がある」とすれば、しばしば裁判員と裁判官が法廷外に出て打ち合わせをして中断したことだ」などと述べていました。

問題視する報道は見当たりませんでした。コメントの中では、死刑が問題になるような裁判では、もっと日数が必要ではないか、という程度の指摘しかなかったように思います。

一番問題なのは、死刑制度を残したまま、裁判員制度がスタートしたことを、NHKもどのメディアも、なんとも思っていないらしい点です。7月28日、森英介法相は就任3回目の死刑執行命令を下しました。5月21日に裁判員制度が施行されて初めての執行命令です（対象3人。森法相は08年10月28日に2人、今年1月29日に4人の死刑執行命令も下している）。それにつづく裁判員裁判のスタートです。何か意図的なものを感じます。最初の裁判員たちに「死刑はありだよ」とメッセージが送られたかのように思えるからです。かねてから国連規約人権委員会は、日本政府に死刑制度の廃止を検討するよう促してきました。日本政府は、死刑制度を国民が支持しているとして、これを拒否してきました。驚くべき回答です。政府の判断で

NHKはよく、「国民のNHK」といいますが、国民を国家に回収、市民性を奪つて国に隷属させる手伝いをするだけのNHKになるのなら、そんなNHKは要らないということになるのではないのでしょうか。皆さん、ぜひこの問題もご検討ください。

NHKはよく、「国民のNHK」といいますが、国民を国家に回収、市民性を奪つて国に隷属させる手伝いをするだけのNHKになるのなら、そんなNHKは要らないということになるのではないのでしょうか。皆さん、ぜひこの問題もご検討ください。

昨年12月から「被害者参加制度」が始まりました。これは、被害者遺族が裁判で、傍聴席ではなく、検事の横に「当事者」として座り、被告に質問もできるという、被害者遺族の裁判参加制度です。検事や裁判官の質問に対して心情を語り、被告に対する処罰についても思いを語ることが、事実上可能です。この裁判でも、発言の形式がやや曖昧ですが、被害者の長男が死刑または無期を望む、

わが意を得たり、という感じですが。私もNHKの「同時進行」ナマ放送を、なんだこれはと座りなおして見ていました。ニュースでも「市民感覚が発揮されていた」という種類の談話が多用され、

（この投稿へのコメント 1件）

今回の4日間の進行について批判する意見も一定程度取り入れられてしかるべきだったと思います。

（録画しておかなかつたので、以上は印象批評の域を越しません。）

1 全国連絡会メンバ

